

インドネシア事情のご案内



1 インドネシア共和国概要 (1/2)

<出典：特に記載のないものは外務省>

社会状況

人口	2.7億人（2022年 世界銀行）
言語	インドネシア語
宗教	イスラム教、キリスト教、ヒンズー教、 仏教、儒教、その他
国土	約192万km ² ※日本の面積の約5倍、1万4千以上の島からなる。

政治状況

大統領制、共和制
・2024年2月に大統領選が行われ、プラボウォ氏が 2024年10月に就任した。 ・無償給食の実施の他、食料自給率の向上や汚職の 根絶などを掲げている ・ヌサンタラへの遷都計画あり。

経済状況

主要産業 (%は2023年における名目 GDP比)	製造業 卸売・小売業 農林水産業 鉱業 建設 など	18.7% 12.9% 12.5% 10.4% 9.9%
GDP	13,963億米ドル（2024年IMF）	
一人あたりGDP	4,925米ドル（2024年世界銀行）	
経済成長率	5.0%（2024年IMF）	
失業率	5.45%（出典：2023年 労働政策研究・研修機構）	
若年失業率(15～24歳)	16.4%（出典：2023年 労働政策研究・研修機構）	
基本給月額 (製造業作業員・平均値)	384米ドル (出典：2024年度JETRO海外進出日系企業実態調査)	
進出日系企業数	2,103社（2022年 JETRO）	

1 インドネシア共和国概要 (2/2)



○直行便 JAL・ANA・ガルーダ等 毎日フライトあり
(成田・羽田→ジャカルタなど)

○飛行時間 約8時間



バリ島にはヒンズー教の文化も



中心がナシゴレン。目玉焼きとクルブック（えびせん）を添えて



女性はヒジャブ、男性は伝統織物のバティックのシャツを着ている人も

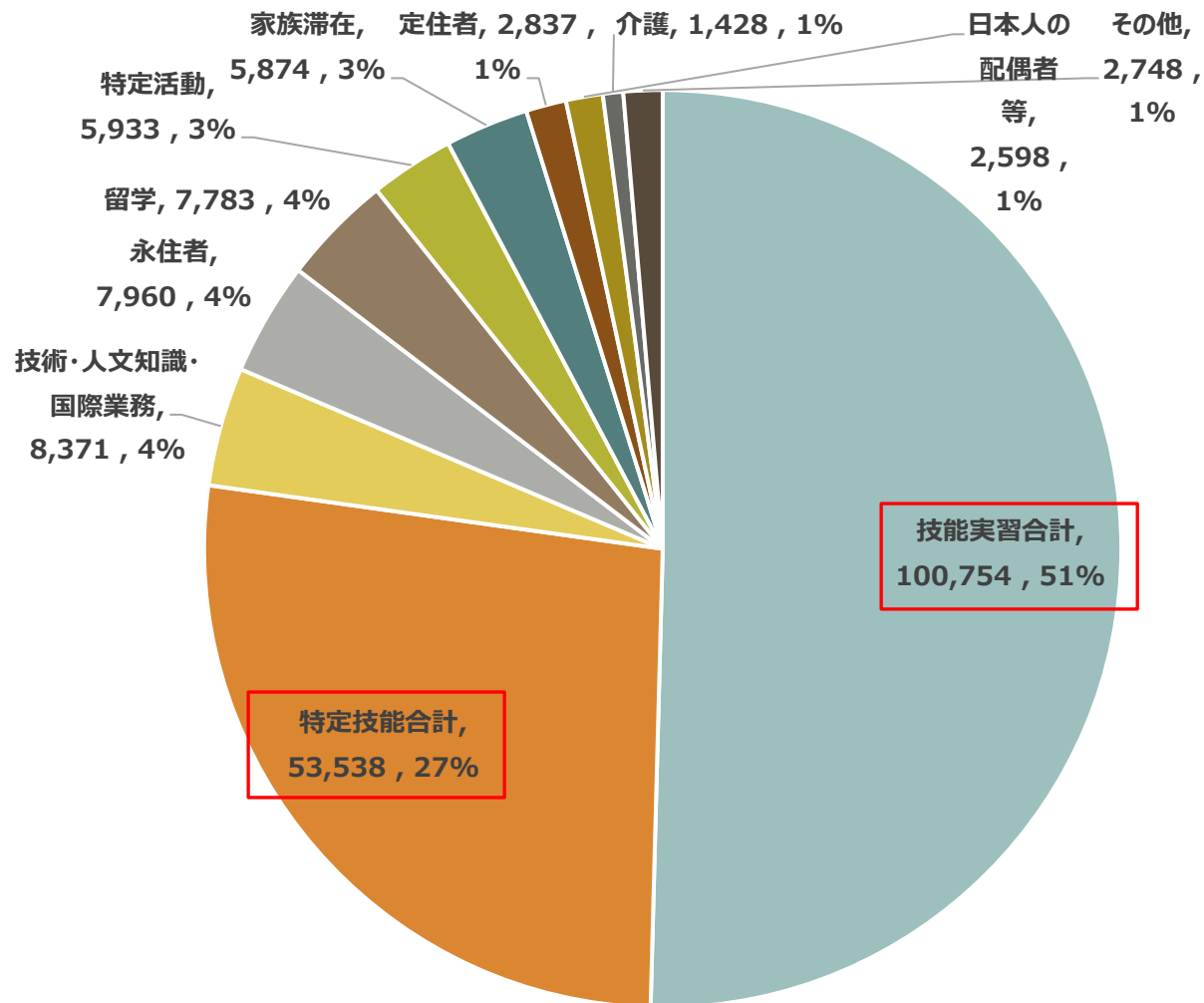


広がる棚田とココナツの木



オランウータンはインドネシア語で“森の人”

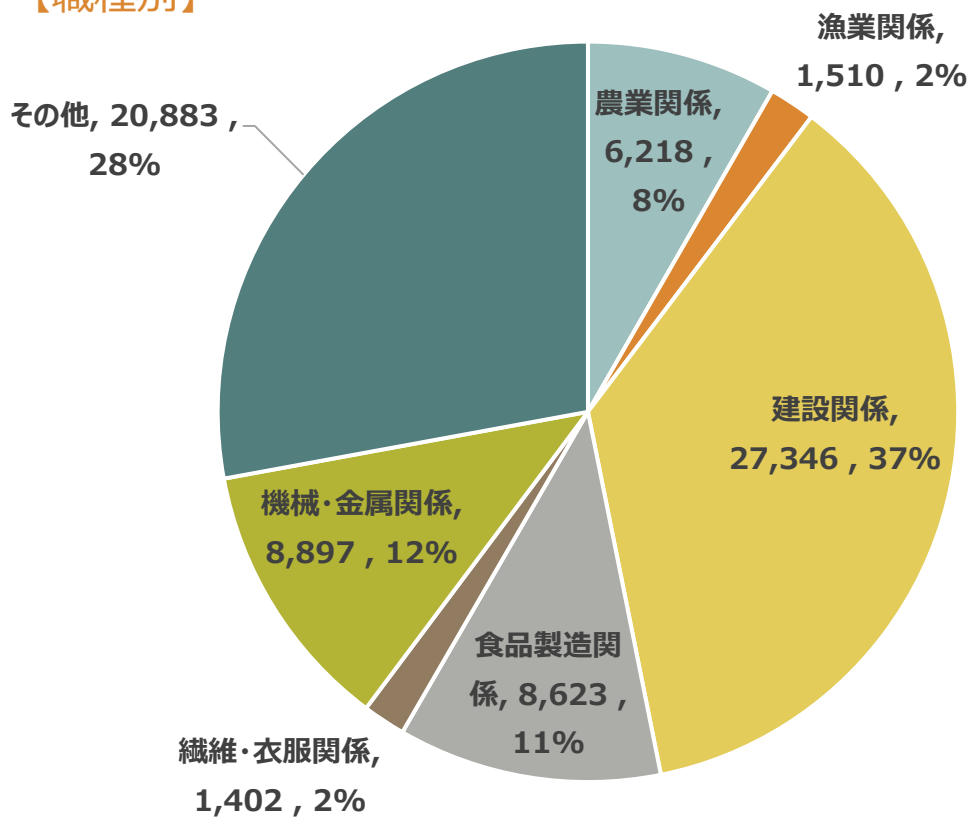
2-1 在留資格別インドネシア人在留状況



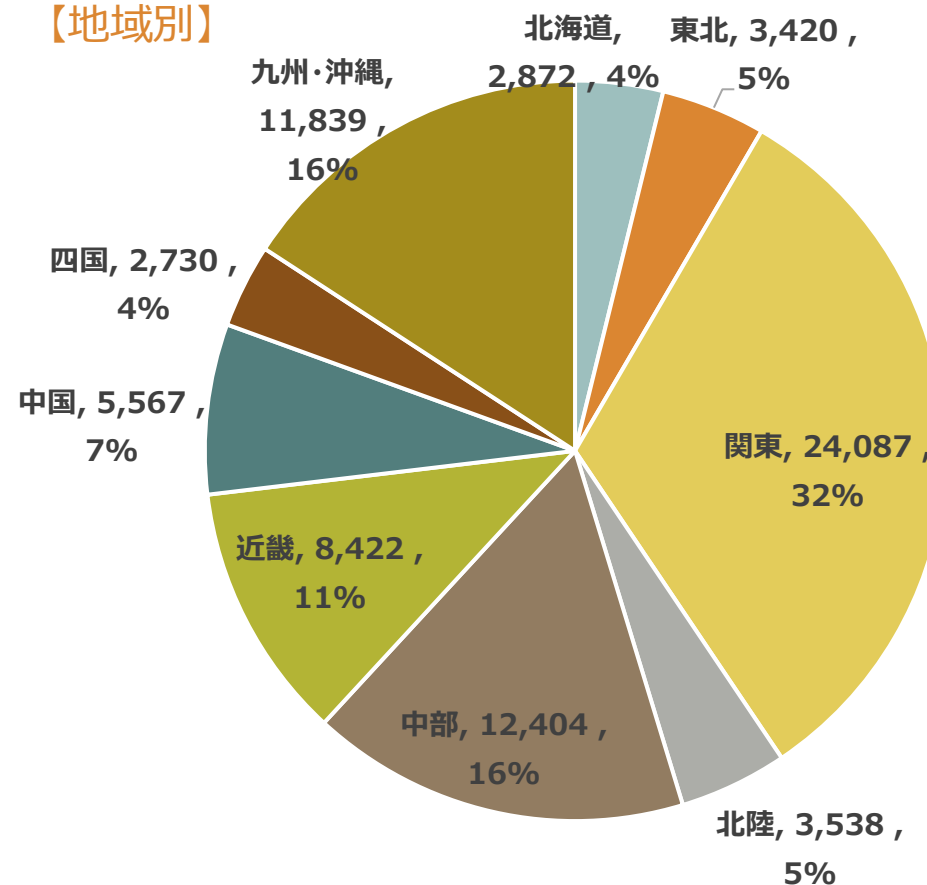
2-2 技能実習制度の現状

政府窓口	労働省(MOM) 訓練・生産性開発総局(Binalavotas)
二国間取決め締結日	2019年6月25日
送出機関数	541 <small>※2025年9月時点</small>
入国者数 <small>※2024年1～12月</small>	37,521人 <small>※入管統計、1号イ・ロ新規入国者</small>
在留者数 <small>※2024年12月末時点</small>	100,754人 技能実習全体の約20%を占める。技能実習1～3号

【職種別】

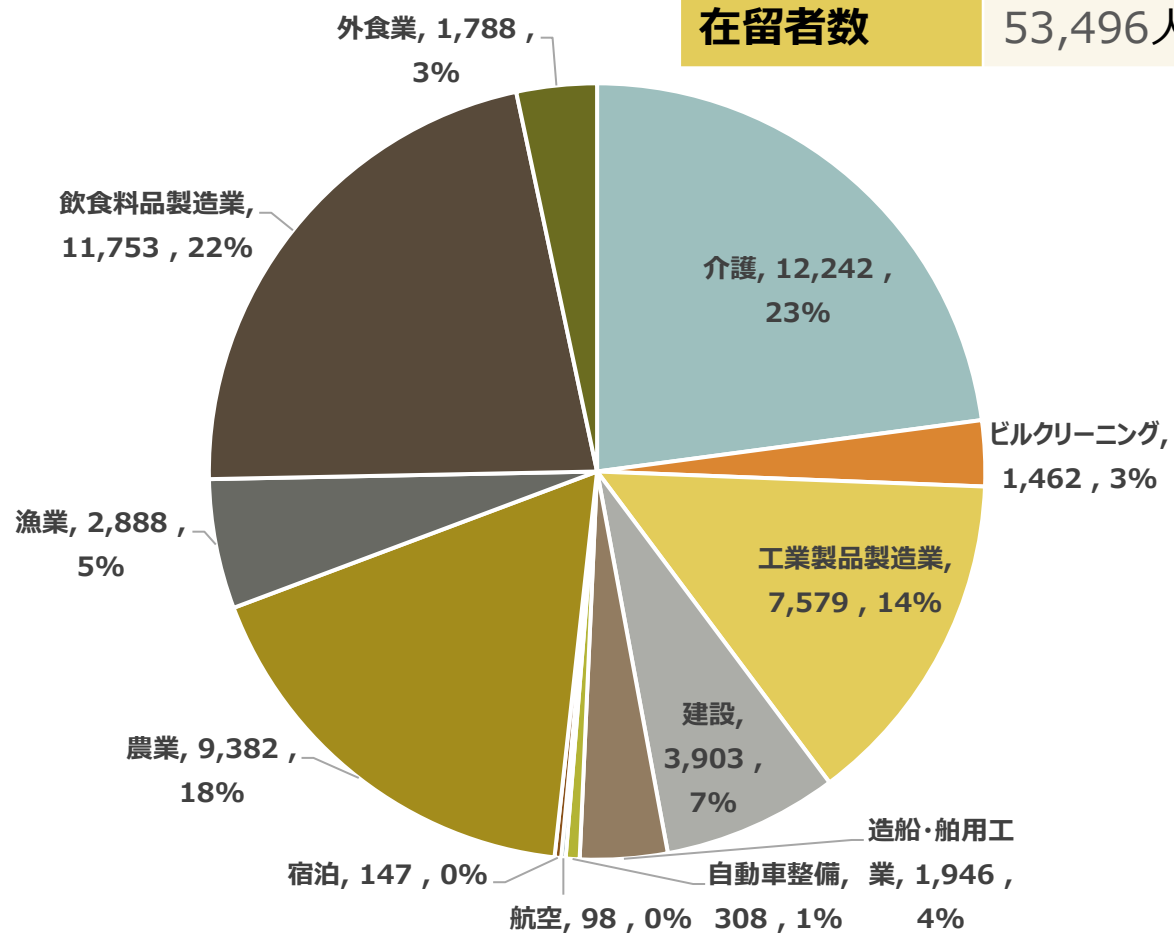


【地域別】

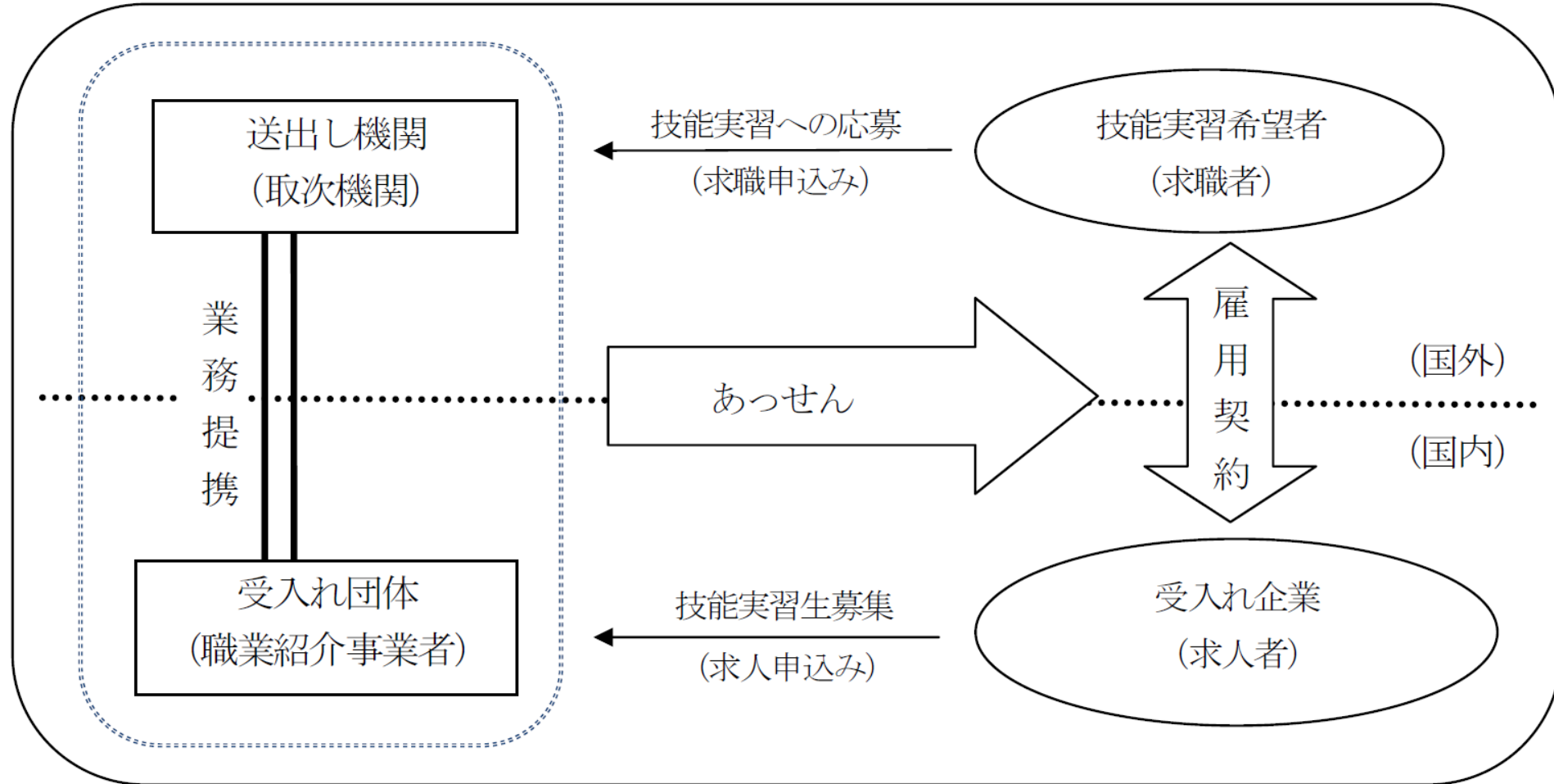


2-3 特定技能制度の現状

政府窓口	労働省(MOM)労働市場開発総局(Binapenta) 海外労働者派遣・保護局 及び 国家海外労働者派遣・保護省 (KP2MI)
二国間取決め締結日	2019年6月25日
送出機関数	インドネシアの職業紹介事業者 (P3MI) の利用は任意
在留者数	53,496人 (全体の18.8%) ※2024年12月末時点



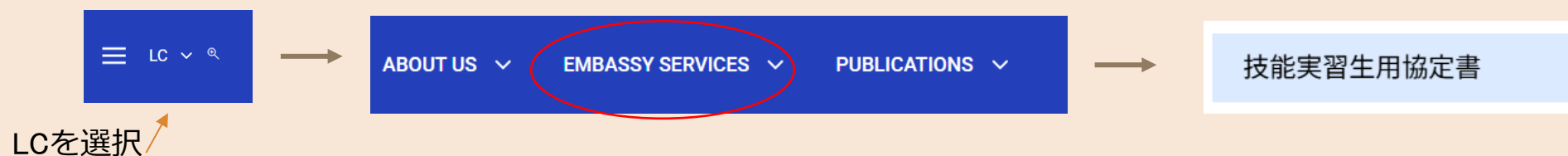
3-1 技能実習制度における手続き



3-2 技能実習制度における送出国側手続き

- ・ 監理団体と送出国機関との協定書を締結する際、日本側の公証役場・地方法務局・外務省によるアポステイーユ*を受ける必要あり。
*アポステイーユとは文書が真正なものであると外務省が行う証明のこと。アポステイーユを取得すると日本にある大使館・（総）領事館の領事認証があるものと同等のものとして提出先国で使用ができる。
- ・ 上記の手続の前段階で、協定書の内容について大使館のチェックを受ける必要がある。
- ・ インドネシア大使館ホームページに協定書の内容のチェックについて掲載されているのでご確認ください。

<https://www.kemlu.go.id/tokyo>

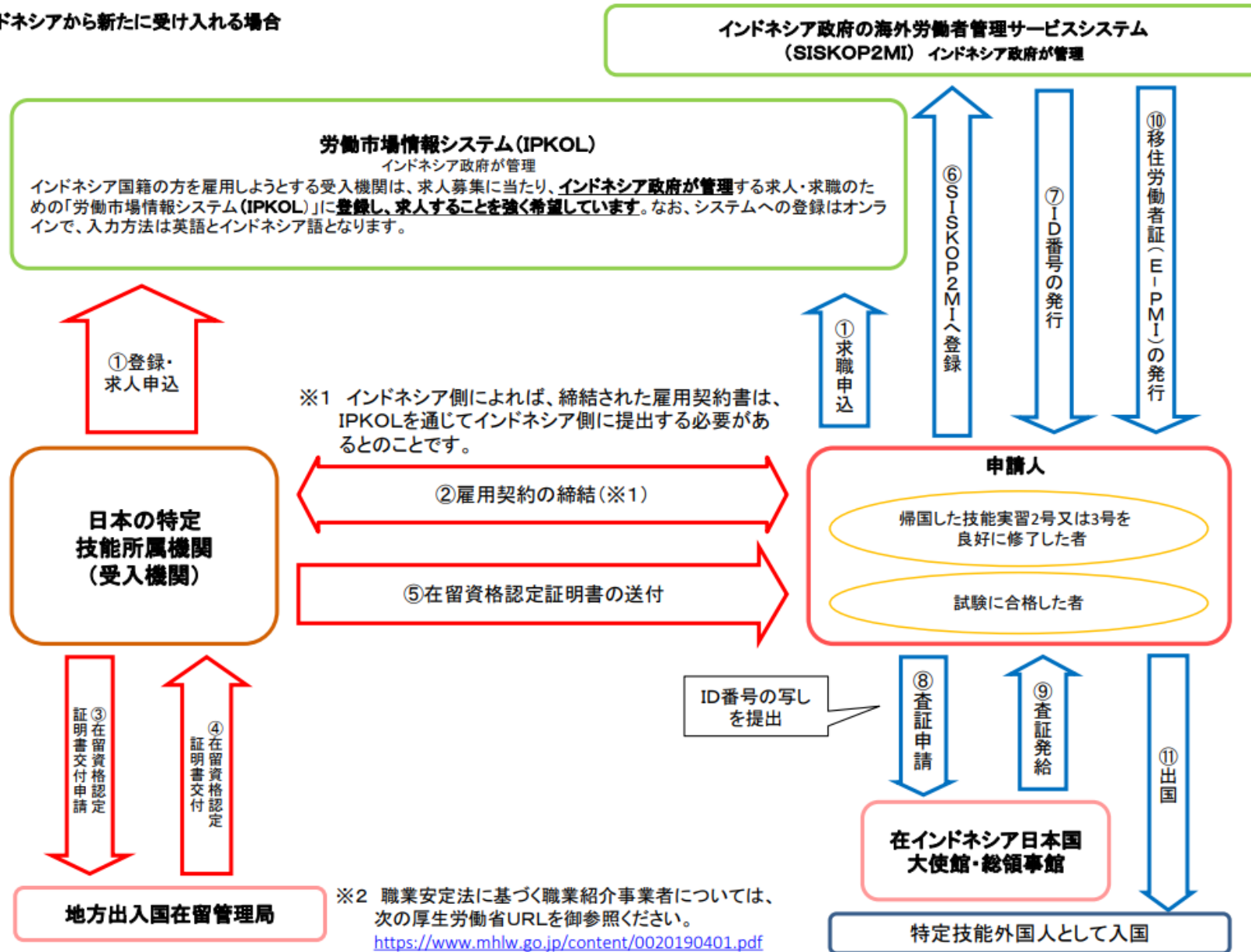


インドネシア特定技能外国人に係る手続の流れについて

3-3

特定技能 受入れ手続 (1/3)

○インドネシアから新たに受け入れる場合

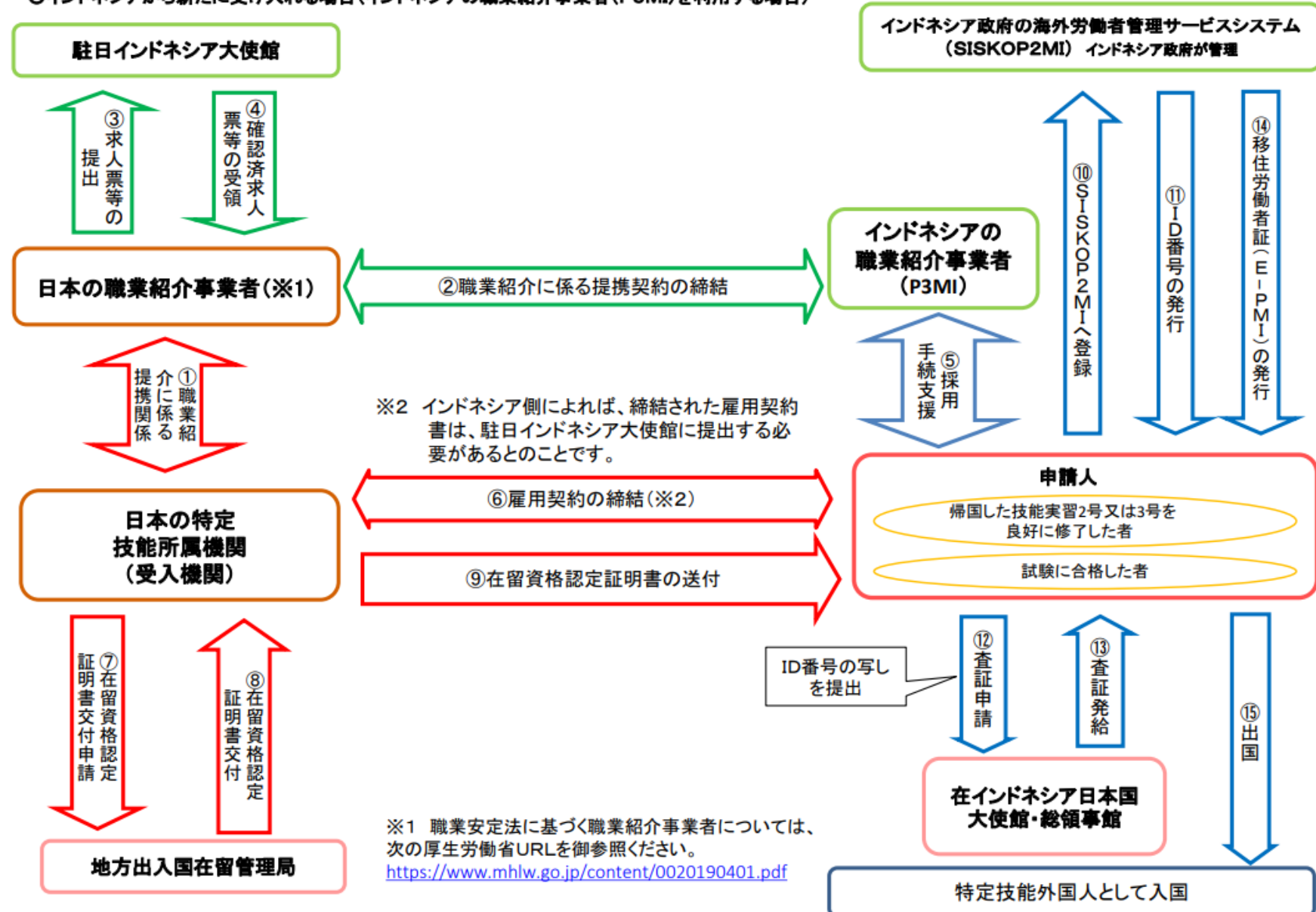


インドネシア特定技能外国人に係る手続の流れについて

3-3

特定技能 受入れ手続 (2/3)

○インドネシアから新たに受け入れる場合(インドネシアの職業紹介事業者(P3MI)を利用する場合)



インドネシア特定技能外国人に係る手続の流れについて

3-3

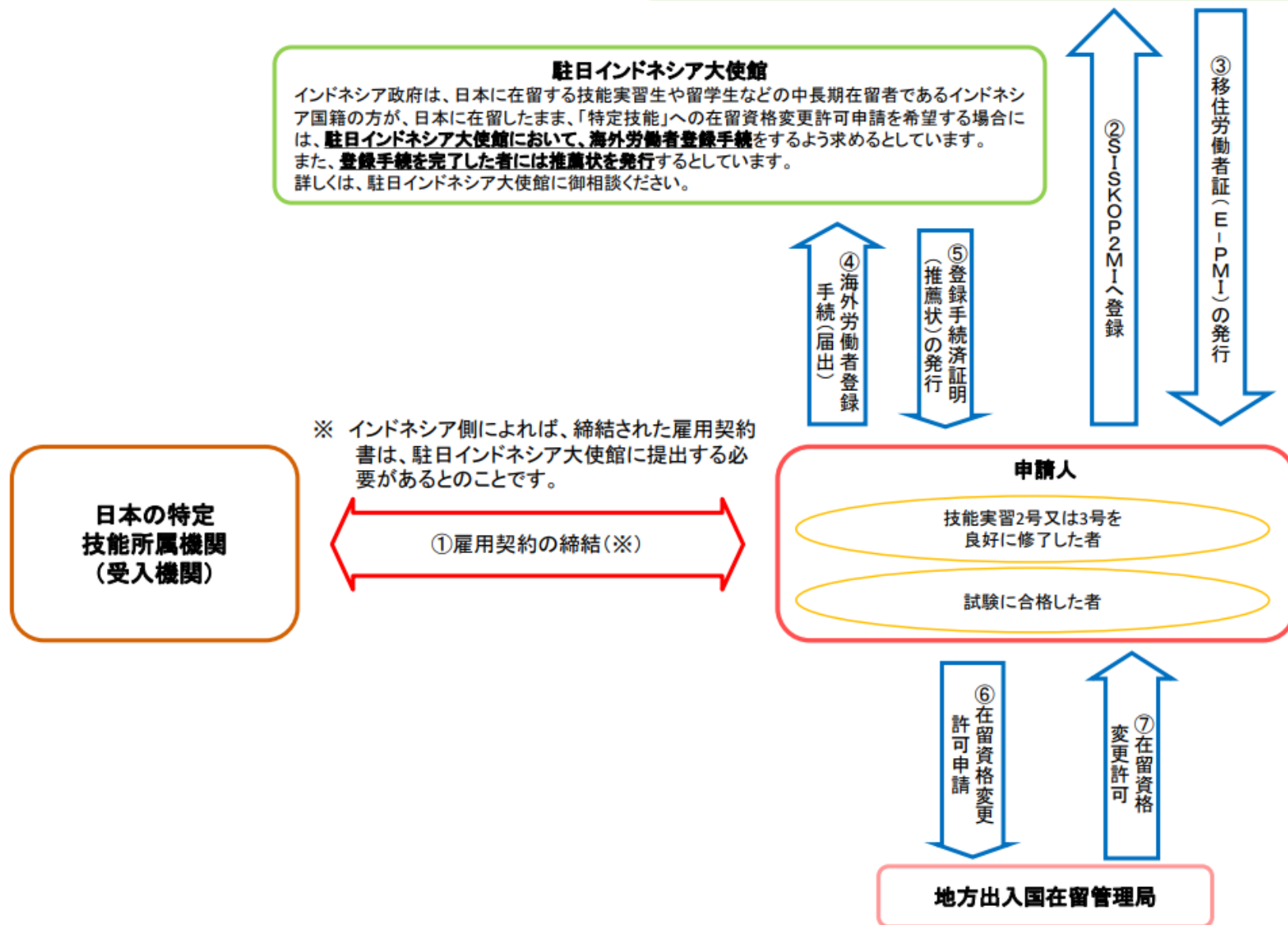
特定技能 受入れ手続 (3/3)

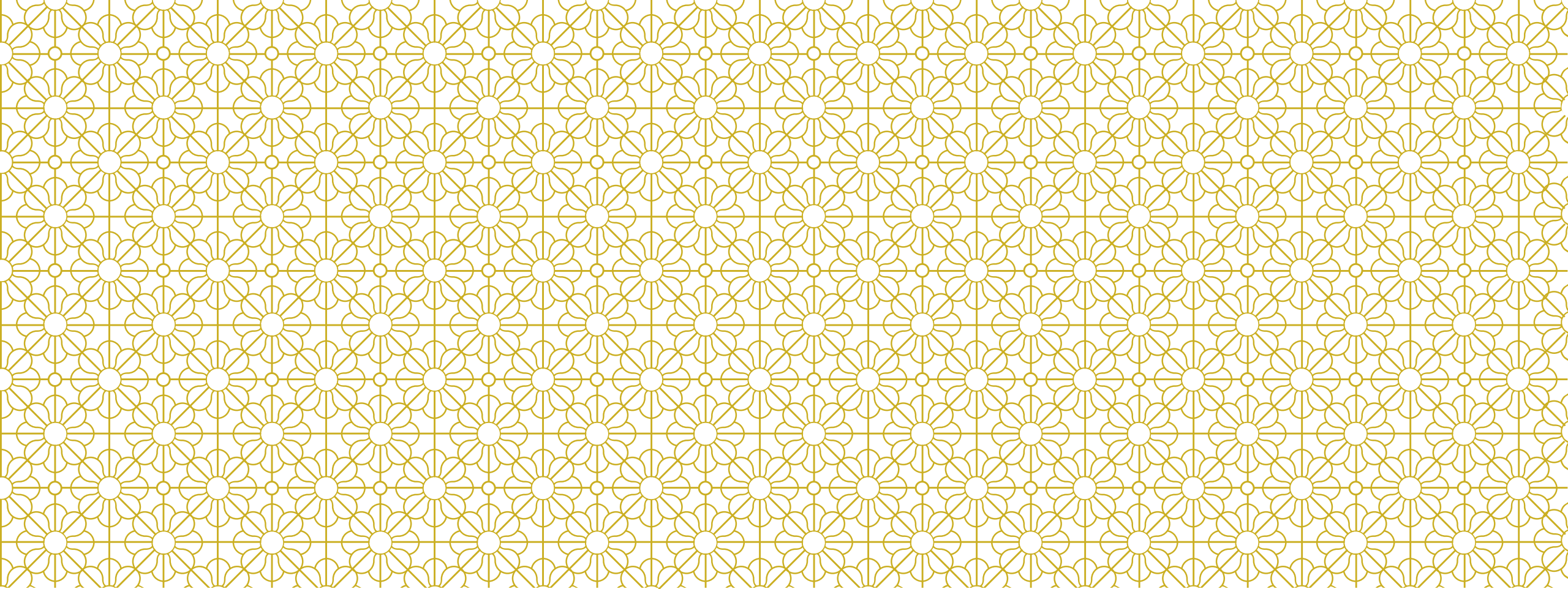
○日本に在留する方を受け入れる場合

インドネシア政府の海外労働者管理サービスシステム
(SISKOP2MI) インドネシア政府が管理

駐日インドネシア大使館

インドネシア政府は、日本に在留する技能実習生や留学生などの中長期在留者であるインドネシア国籍の方が、日本に在留したまま、「特定技能」への在留資格変更許可申請を希望する場合には、**駐日インドネシア大使館において、海外労働者登録手続**をするよう求めています。また、**登録手続を完了した者には推薦状を発行**するとしています。詳しくは、駐日インドネシア大使館に御相談ください。





JITCO国際部
TEL 03-4306-1151

TERIMA KASIH!

